志賀町危険ブロック塀撤去補助金　申請の手続きの流れ

志賀町（まち整備課）	申請者	撤去施工業者
制度紹介	事前相談	
【対象区域】 志賀町内全域 【対象ブロック塀】 ・道路に面していること ・危険ブロック塀であること 【補助金額】 補助率：1/1　上限20万円 見付け面積（㎡）×5,000円		
	解体業者の選定 ※契約はまだ交わさないでください	見積書作成等
受付 審査 （添付書類審査、金額査定）	補助金交付申請	（様式第1号）　※撤去工事を実施する20日前までに、必ず補助金申請を行い、交付決定を受けて下さい。
	補助金交付決定通知書受理	（様式第3号）
※補助金の変更や、取り下げがある場合は事前に相談すること （様式第4号）		
【補助金等交付申請書提出書類】 ・補助金等交付申請書（様式第１号） ・事業計画書、収支予算書 ・見積書の写し ・住民票の写し ・現況図（付近見取り図、平面図、立面図） ・危険ブロック塀の撤去前の写真 ・所有者が確認できる書類 ・町税納付況調査同意書		
	撤去工事完了 撤去費支払い	撤去工事完了
受付 審査 （添付書類審査、金額査定）	実績報告	※撤去完了後の翌日から起算して20日以内に提出してください（様式第６号）
	補助金確定 （取り消し）	（様式第７号）
【実績報告提出書類】 ・補助事業等報告書（様式第６号） ・事業報告書、収支決算書 ・契約書又は請求書の写し ・領収書及び通帳の写し ・撤去中・撤去後写真（撤去する範囲）		
受付 （申請者から町に対し請求）	補助金請求	（様式第８、９号）
	補助金受理、 手続き完了	